

みのおワーキングNEWS

2004年9月1日

NO. 31

発行：箕面市市民生活部商工観光課 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 TEL (072) 724-6727 (直通) FAX (072) 721-9907

池田公共職業安定所からのお知らせ

■障害者の雇用促進について

障害者が、ノーマライゼーションのもと社会の一員として様々な分野で参加できる社会づくりが進められているところですが、厚生労働省では、障害者の雇用促進のため各種の取り組みを実施しております。

事業主の方々、共に職場で働く方々をはじめ、国民のみなさまに障害者の雇用促進についてのご理解、ご協力をお願いいたします。

■高年齢者の雇用について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、65歳未満の定年の定めをしている事業主については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととなりました。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能です。

施行期日は、平成18年4月1日です。

事業主の方々のご理解と実施に向けた取り組みをお願いいたします。

お問い合わせは、池田公共職業安定所（ハロワーク池田）

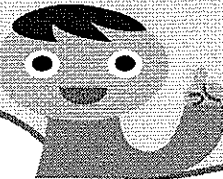
TEL 072-751-2595

●障害者に関すること

専門援助部門 内線22

●高年齢者に関すること

事業所サービス第2部門 内線61



目次

障害者・高齢者の雇用について〔池田公共職業安定所〕	表紙
労働相談Q&A他〔大阪府総合労働事務所北大阪センター〕	2～3ページ
平成16年度全国労働衛生週間〔淀川労働基準監督署〕	4～5ページ
仕事と家庭を考える月間〔大阪労働局雇用均等室〕	6～7ページ
障害者雇用促進月間〔箕面市〕	8ページ

労働相談
Q & A

－ 就業規則の周知義務・方法と届出について －

Q 相談します

先日、社長から、就業規則で定めている勤務時間を変更するとの話がありました。勤務時間については、入社時に契約内容として示されたのですが、社長の言う就業規則というのを見たことがありません。勤務時間を定めている規則なら大切なものだと思うのですが、社員が知らないままで良いのでしょうか。

A お答えします

就業規則は、労働者が職場で守るべき規律や労働条件などを定めたルールであり、使用者は、その内容を当該職場で働いている労働者に周知する義務があります。従業員に何らその内容が知らされていない就業規則には効力が生じないとされる場合があります。早急に、社長に就業規則の開示などを求め、勤務時間など事業所の労働条件を確認してください。

なお、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成するとともに、就業規則を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

▼ここがポイントです

1. 労働基準法では、労働者が、使用者の定めた就業規則の内容を下回る労働条件で働かされることを防ぐため、使用者に対して、「就業規則を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付けること、書面を交付することその他の命令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない【労働基準法第106条第1項】」と、就業規則の労働者に対する周知を義務付けている。
2. 周知の方法については、その適用を受ける労働者の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、書面を労働者に交付すること、磁気テープ、磁気ディスク等に記録し、労働者が常時確認できる機器を設置するなどの方法で、労働者が見たいときにはいつでも見ることのできる状態にしておく必要がある【労働基準法施行規則第52条の2】。また、労働者が就業規則の開示を求めた場合、使用者はこれを拒否することはできない。
3. なお、周知義務をはたしていない就業規則の効力については、労働者が就業規則の規定に基づき懲戒解雇され、会社がこの就業規則を労働基準監督署に届け出ていたが懲戒解雇された労働者の勤務場所に備え付けていなかったため、就業規則の効力が争われた事例がある【フジ興産事件 最高裁 平 15.10.10】。最高裁は、「就業規則が拘束力を生ずるためには、その内容を適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続きがとられていることを要する」とし、労働基準監督署に届け出た事実のみを認定しその内容を労働者に周知させる手続きがとられていることを認定しないまま就業規則の効力を肯定し本件

- 懲戒解雇が有効であると判断しているとして、原判決（大阪高裁判決）を破棄している。
4. さらに、労働基準法では、労働者保護の立場から、就業規則の作成義務がある使用者に対し、「就業規則を行政官庁に届け出なければならない【労働基準法第 89 条第 1 項】」として、労働基準監督署への届出を義務付けている。
5. なお、使用者は、就業規則を労働基準監督署に届け出る場合には、当該事業所で働く労働者代表から聴取した意見書を添付しなければならない【労働基準法第 90 条第 2 項】。

お知らせ

平成16年度「パート・派遣・契約社員等の労働問題を考えるウィーク」
～特別相談会&法律セミナー&基礎知識ゼミ～

パート・派遣・契約社員等の正社員ではない雇用形態をめぐる労働問題にテーマを絞り、特別相談会と関係法規の法知識を啓発するセミナー・ゼミナールを集中して実施します。

- 特別相談会 平成 16 年 10 月 25 日（月）～10 月 29 日（金）
各日午前 10 時～午後 7 時
- 弁護士相談 要予約 ◆平成 16 年 10 月 25 日（月）～平成 16 年 10 月 29 日（金）
大阪府総合労働事務所
◆平成 16 年 10 月 26 日（火）午後 5 時～午後 7 時
大阪府総合労働事務所北大阪センター
◆平成 16 年 10 月 29 日（金）午後 5 時～午後 7 時
大阪府総合労働事務所南大阪センター
- 法律セミナー 要事前申込 平成 16 年 10 月 27 日（水）午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分
大阪府総合労働事務所（エルおおさか南ホール）先着順 100 名
▶パート・派遣・契約社員等の労働問題に関係する法律や判例などについてのセミナー
- 基礎知識ゼミ 要事前申込 平成 16 年 10 月 26 日（火）大阪府総合労働事務所南大阪センター
28 日（木）大阪府総合労働事務所北大阪センター
29 日（金）大阪府総合労働事務所
各日午後 6 時 00 分～7 時 30 分 府内在住・在勤の方 先着 20 名
▶パート・派遣・契約社員等の労働契約等に関する基本的な法知識などについてのゼミナール

会場・お問い合わせ

大阪府総合労働事務所（エル・おおさか南館 3 階）TEL 06-6946-2600

大阪府総合労働事務所北大阪センター（千里中央センタービル 2 階）TEL 06-6872-3030

大阪府総合労働事務所南大阪センター（堺商工会議所会館 5 階）TEL 072-258-6533

平成16年度 全国労働衛生週間

淀川労働基準監督署

平成16年度全国労働衛生週間スローガン
「レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり」

期 間 10月1日から10月7日まで（準備期間9月1日から9月30日まで）

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第55回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきました。

我が国における昨年の職業性疾病による被災者は8,055人であり、20年前に比べると約半数にまで減少しているものの、前年より増加となりました。依然として腰痛等の負傷に起因する疾病や、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害も繰り返し発生している状況にあります。

また、一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が増加するとともに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割を超え、過重労働による健康障害や、精神障害に係る労災認定件数も高い水準で推移しています。

このような状況に対処するために、国は第10次労働災害防止計画を定め、粉じん障害防止対策や腰痛予防対策、化学物質による健康障害防止対策等の職業性疾病予防対策を推進するとともに、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」及び「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づく過重労働・メンタルヘルス対策に取り組んでいるところであり、さらに、事業場における産業保健活動の活性化、心とからだの健康づくり（THP）、快適な職場環境の形成等の対策を進めているところであります。

これらの対策が事業場において着実に実施され、労働者の健康の確保、増進が図られるためには、事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者等の労働衛生管理スタッフが中核となって対策を展開していくとともに、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

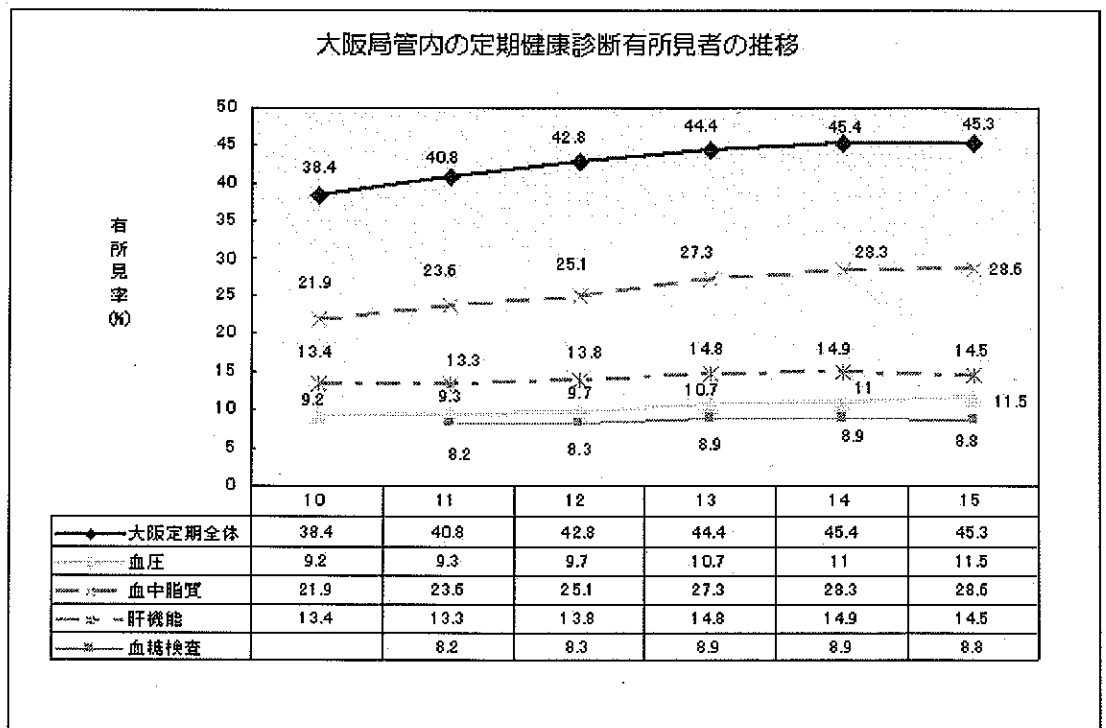
このような観点から、本年度は、

「レッドカードが出る前に 心とからだの健康づくり」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

大阪府下でも定期健康診断で何らかの所見のある労働者の割合が増加傾向にあり、特に生活習慣病につながる血中脂質等に所見のある労働者の増加が目立っています。

また、仕事や職業生活で悩み、ストレスを感じる労働者の割合も増加しています。



事務所衛生基準規則が改正されました

事務所衛生基準規則は事務所の衛生基準について定めたものでありますが、建設物一般については「建設物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管理法と言う。)により衛生基準が定められており、従来から同法との整合性を図っているところです。

ホルムアルデヒドによる健康障害等の課題に対応するため、ビル管理法においては、見直しが行われたところであり、その改正に伴い、ビル管理法との整合性を図るために事務所衛生基準規則の整備を行うことになりました。改正の内容は以下のとおりです。

主な改正点

- ① 空気環境の調整を行わなければならない空気調和設備及び機械換気設備について、中央管理方式のものに限定しないことになりました。(事務所衛生基準規則第5条)
- ② 室の空気中のホルムアルデヒドの濃度の基準及び室の建築等を行った場合の室の空気中のホルムアルデヒドの測定に係る規定を新たに追加しました。(同第5条、第7条の2、第8条)
- ③ 2月以内ごとに1回行わなければならない室の作業環境測定の頻度について、一定の要件を満たす場合には緩和されます。(同第7条)
- ④ 空気調和設備の冷却塔、加湿装置等について、定期的に点検、清掃を実施しなければなりません。(同第9条の2)
- ⑤ ねずみ、昆虫等の防除方法の効率化を図るとともに、ねずみ、昆虫等の防除のため、殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、薬事法(昭和35年法律第145号)上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いなければならないことになりました。(同第15条)
- ⑥ その他所要の規定の整備を行うことが必要になります。

公布日 平成16年3月30日

施行日 平成16年3月30日、ただし、①②及び④については、平成16年6月30日より施行。

なお、省令の施行の際、現に中央管理方式以外の空気調和設備又は機械換気設備を設けている室については、当分の間、事務所衛生基準規則第5条第1項第1号の規定は適用しないこととなっています。

第63回 全国産業安全衛生大会 IN 大阪が開催されます。

平成16年10月27日～29日の間、12年ぶりに大阪市において全国産業安全衛生大会が開催されます。(主催：中央労働災害防止協会、後援：厚生労働省他、有料。現在 参加の申込を受付中です。)

初日の10月27日(水)は総合集会在大阪城ホールで午後1時10分から開会します。また、28・29日は大阪市中央公会堂他14の会場でマネジメントシステム、ゼロ災運動、RST、交通安全、健康づくり、メンタルヘルスなど多彩な事例発表、研究発表、講演など約140プログラムが予定されています。

本大会についての開催内容が詳しく紹介された「ご案内」パンフレットが淀川労働基準協会の窓口に備え付けられております。ぜひご活用ください。(パンフレットの請求先：淀川労働基準協会 電話06-6303-2240)

詳細の問合せ先 淀川労働基準監督署

大阪市淀川区西三国4丁目1番12号(電話番号 06-6350-3991)

10月は「仕事と家庭を考える月間」です

急速に少子化が進むなか、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しがますます重要になってきています。

「次世代育成支援対策推進法」が施行され、時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国並びに地方公共団体における取組と併せ、企業においても、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを進めていくことが求められています。

企業においては、子育てと仕事が両立できる職場づくりは企業の社会的責任であるとともに、これからの経営に様々な利点をもたらすものであるとの認識を持って、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定とその目標達成に向けた取組を進めていただけるよう、「仕事と家庭を考えるセミナー」を下記のとおり開催しますのでご参加ください。

第10回「仕事と家庭を考えるセミナー」

日 時 平成16年10月7日(木) 13時30分～15時45分

場 所 プリムローズ大阪

大阪府中央区大手前3-1-43 TEL06-6941-1231

内 容 講演「少子化時代の企業の役割～ワーク・ライフ・バランスと雇用管理～」
(株)ニッセイ基礎研究所主任研究員 武石恵美子 氏

事例発表 ほか

対 象 企業の職業家庭両立推進者・人事労務担当者など

主 催 大阪労働局、大阪府、(財)21世紀職業財団大阪事務所、
雇用・能力開発機構大阪センター

参加申込先 (財)21世紀職業財団大阪事務所

電話06-6262-2151 FAX06-6262-2154

※ 参加は無料です。

育児・介護休業の申出をしたこと・育児・介護休業をしたことを理由とする解雇その他の不利益取扱いは禁止されていますが、「育児休業したことを理由に正社員からパートへの身分変更を強要された」など、不利益取扱いではないかとの相談が多く寄せられています。

解雇その他の不利益取扱いの典型例としては、①解雇すること②退職又は正社員をパートタイム労働者などの非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと③自宅待機を命ずること④降格させること⑤減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと⑥不利益な配置の変更を行うこと⑦就業環境を害すること、などが挙げられます。

詳しくは、大阪労働局雇用均等室(電話06-6941-8940)までお問い合わせください。

次世代育成支援対策推進法に基づく

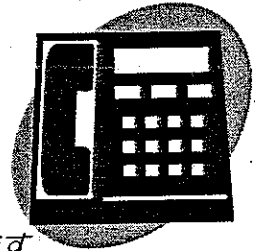
一般事業主行動計画

の策定は進んでいますか？

☆☆☆ 育児両立支援職場環境整備コンサルタント ☆☆☆

をご利用ください。

<無料です！>



◆行動計画策定のお手伝いをさせていただきます！◆

ご都合の良い日に企業にお伺いし、疑問点にズバリお答えさせていただきます。

もちろん、ご来局いただいても結構です。まずは、電話でご予約ください。

例えば、

社内での勉強会の
講師に来て欲しい。
出席者1人からでもOKです。

説明会に参加でき
なかったので詳しい話を
を聞きたい。

行動計画の(案)
はできたけれど、
アドバイスをしたい。

etc.

認定基準について
詳しく知りたい。

素朴な疑問にも詳しく
お答えします。

etc.

◎コンサルタントの業務内容

- ・事業主、事業主団体等を訪問し、職場環境の整備に伴う雇用管理に関する相談、援助を行います。
- ・事業主、事業主団体等からの相談に応じて、職場環境の整備に伴う雇用管理に関する情報提供、援助を行います。

*育児両立支援職場環境整備コンサルタントとは、

労働局長から委嘱されている非常勤の国家公務員です。

職務上知り得た内容について漏らすことは決してありません。

<問い合わせ先>

◇気軽にお問い合わせください！◇

大阪労働局雇用均等室

Tel 06-6941-8940 ・ fax 06-6946-6465

大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館

9月は障害者雇用支援月間です

箕面市では、障害者の職業的自立意欲の向上と、市内事業所における障害者雇用の推進を目指して、9月1日に勤労障害者表彰ならびに障害者雇用優良事業所表彰を行い、7名の勤労障害者と下記の3事業所が表彰を受けました。

各事業所におかれましては、障害者雇用のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

障害者雇用優良事業所

大山観光グループ（箕面市牧落3）
日本マクドナルド㈱171小野原店（箕面市小野原1）
お食事処 さくらい（箕面市桜井2）



講座の
お知らせ

障害者雇用促進事業主研修会

重度障害者多数雇用事業所「㈱かんでんエルハート」設立の中心的役割を果たされ、現在、数多くの講演会で活躍され、人々に大きな影響と感動を与えている戸田幸彦さんをお招きし、心に残るお話を皆様にお届けします。

日時 平成16年10月15日（金） 午後2時～
場所 ふれあい就労支援センター 2階 多目的室
（箕面市稲1-11-2）
講師 戸田幸彦さん（㈱かんでんエルハート 参与）
参加費 無 料

講座の
お知らせ

箕面市企業内人権啓発研修会

日時 平成16年11月16日（火） 午後2時～
場所 COM3号館 5階 会議室
（箕面市船場東2-5-47）
講師 北口末広さん（近畿大学教授）
参加費 無 料

講師 北口末広さんプロフィール
京都大学大学院法学研究科修了
近畿大学人権問題研究所教授
大学での教鞭の傍ら、講演や執筆活動を通じて人権問題解決に取り組む

お問い合わせ

箕面市市民生活部商工観光課

TEL 072-724-6727 FAX 072-721-9907